

## 公的年金等における定額減税に関するQ & A

### 問1 定額減税はどのような制度ですか。

定額減税を行うこととした経緯・理由を教えてください。

#### 【答】

令和6年度の税制改正<sup>※</sup>に伴い、国内居住である納税者について、納税者および配偶者を含めた扶養親族1人につき、令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税1万円を減税する制度です。

令和5年11月に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、「賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年分所得税および令和6年度分個人住民税の減税を実施する」ことが示されました。

※ 令和5年11月の閣議決定を受け、令和6年3月30日に所得税法等の一部改正および地方税法等の一部改正が行われました。

### 問2 年金から徴収される所得税、個人住民税についても、定額減税を受けられますか。

#### 【答】

所得税の源泉徴収または住民税の特別徴収の対象となる老齢（退職）を給付事由とする年金を受けられている国内居住者の方は、定額減税を受けられます。

#### ○ 所得税

令和6年6月に支払われる年金の源泉徴収税額から、国内居住である年金受給者ならびに国内居住である一定の配偶者および扶養親族1人につき3万円が減税されます。

減税しきれない金額については、以後の令和6年中（令和6年12月定期支給分まで）の年金支払いにおいて順次減税されます。

#### ○ 個人住民税

令和6年10月に支払われる年金から特別徴収されるべき個人住民税の額から、国内居住である年金受給者および国内居住である配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円が減税されます。

減税しきれない金額については、以後の令和6年度中（令和7年2月定期支給分まで）の年金支払いにおいて順次減税されます。

### 問3 年金に係る定額減税の金額はどのように計算するのですか。

#### 【答】

年金に係る定額減税の金額は、次の金額の合計額となります。ただし、年金受給者本人、配偶者および扶養親族（16歳未満の方を含む。）は、国内居住の方に限ります。

#### ○ 所得税

- ・年金受給者本人 : 3万円
- ・「令和6年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」に記載された合計所得金額が48万円以下である源泉控除対象配偶者<sup>※1</sup>および扶養親族 : 1人につき3万円

※1 年金受給者本人の令和6年中の合計所得金額が900万円以下である同一生計の配偶者

#### ○ 個人住民税<sup>※2</sup>

- ・年金受給者本人 : 1万円
- ・控除対象配偶者および扶養親族 : 1人につき1万円

※2 定額減税の金額は各市区町村で決定されますので、詳細はお住まいの市区町村にお問い合わせください。

### 問4 いつから定額減税が行われますか。

#### 【答】

#### ○ 所得税

令和6年6月定期支給分から減税を実施します。

令和6年6月定期支給分の源泉徴収税額が定額減税の金額に満たなかった場合は、以後の支払いから令和6年12月定期支給分までの源泉徴収税額が、定額減税の額に達するまで減税します。

#### ○ 個人住民税

令和6年10月定期支給分から減税を実施します。

各市区町村からの依頼を受け、各市区町村が決定した減税後の個人住民税額を年金から特別徴収します。

### 問5 年金に係る定額減税を受けるための手続きは必要ですか。

#### 【答】

年金に係る定額減税を受けるための手続きは必要ありません。

所得税については、令和6年分の扶養親族等申告書を提出している方は、その申告

内容に基づき定額減税の金額を計算して、減税を行います。提出していない方は、定額減税を3万円（年金受給者本人のみ）として、減税を行います。

**問6 年金支払通知書には、減税した所得税額（または個人住民税額）の記載がありませんが、どのように確認すればよいですか。**

**【答】**

○ 所得税

減税した額および減税しきれなかった金額については、令和6年12月定期支給の年金支払通知書に同封する「令和6年分 公的年金等の源泉徴収票」の摘要欄に記載しますので、そちらでご確認ください。

○ 個人住民税

年金支払通知書には市区町村で決定された定額減税後の個人住民税額を記載することとしています。

個人住民税に係る定額減税額については、各市区町村で決定されますので、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

**問7 令和6年中（令和6年6月定期支払分から令和6年12月定期支払分まで）に減税した所得税額が定額減税の金額に満たなかった場合は、どうなりますか。**

**【答】**

定額減税の金額が、本来の源泉徴収税額を上回り、減税しきれない金額がある場合は、所得税の還付または市区町村で行われる給付措置を受けられる場合があります。

詳細については、お近くの税務署またはお住まいの市区町村にお問い合わせください。

**問8 現在勤務しており、給与に係る所得税と年金に係る所得税の両方から定額減税を受けています。何か手続きは必要ですか。**

**【答】**

複数の年金を受給されている方や年金の他に給与所得がある方は、それぞれの源泉徴収税額から定額減税が行われることとなりますので、令和7年2月からの確定申告にて税額の精算を行ってください。

ただし、令和6年中の公的年金等の収入金額が400万円以下であって、かつ、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の方は、確定申告をする必要はありません。

確定申告などの所得税に関する照会は、お近くの税務署にお問い合わせください。

**問9 令和6年中に扶養親族の人数が変わった場合、定額減税の金額を変更する手続きは必要ですか。**

**【答】**

定額減税の金額を変更する手続きはありません。

年の途中に定額減税の対象となる扶養親族等に変更があった場合は、令和7年2月からの確定申告にて修正してください。

**問10 令和6年中に海外から日本に転入した場合、年金に係る定額減税は受けられますか。**

**【答】**

○ 所得税

令和6年中に国内居住となった方についても、転入日以降の年金（令和6年6月定期支給分から令和6年12月定期支給分までの年金に限る。）に係る源泉徴収税がある場合は、定額減税を受けることができます。

○ 個人住民税

お住まいの市区町村にお問い合わせください。

**問11 令和6年中に海外へ転出した場合、年金に係る定額減税は受けられますか。**

**【答】**

○ 所得税

定額減税を受けられる対象者は、国内居住者の方に限られています。そのため、転出日以降の年金に係る源泉徴収税について、定額減税を受けることはできません。

○ 個人住民税

お住まいの市区町村にお問い合わせください。